

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年7月5日(2022.7.5)

【国際公開番号】WO2020/001643

【公表番号】特表2021-528458(P2021-528458A)

【公表日】令和3年10月21日(2021.10.21)

【出願番号】特願2020-572804(P2020-572804)

【国際特許分類】

A 61K 31/7032(2006.01)

10

A 61K 31/715(2006.01)

A 61P 9/00(2006.01)

A 61P 25/28(2006.01)

【F I】

A 61K 31/7032

A 61K 31/715

A 61P 9/00

A 61P 25/28

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月27日(2022.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

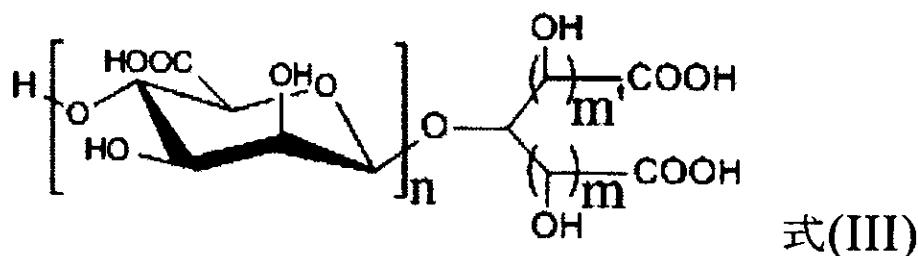
【請求項1】

血管性認知症の治療のための医薬組成物であって、マンヌロン二酸オリゴ糖組成物を含んでなり。

30

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物は、式(III)を有するマンヌロン二酸またはその薬学上許容可能な塩：

【化1】



[式中、nは1～9から選択される整数であり、mは0、1または2から選択され、m'は0または1から選択される] を含んでなり、

n=1～5であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、60%以上であり、

n=1～2であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、60%未満である、医薬組成物。

50

【請求項 2】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物において、 $n = 1 \sim 2$ であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、10～50%、好ましくは25～50%である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物において、 $n = 4 \sim 7$ であるマンヌロン二酸の総重量に対する、 $n = 1 \sim 3$ であるマンヌロン二酸の総重量の比率が、1.0～3.5の間である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物において、 $m + m' = 1$ または2であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、50%以上、好ましくは60%～90%、より好ましくは70%～90%である、請求項1に記載の医薬組成物。10

【請求項 5】

$m + m' = 1$ であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、10%以上、好ましくは30～40%である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

$m + m' = 2$ であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖記組成物の総重量に対して、10%以上、好ましくは30～50%である、請求項5に記載の医薬組成物。20

【請求項 7】

$n = 1 \sim 5$ であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、80～95%である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

$n = 1 \sim 3$ であるマンヌロン二酸の総重量が、前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物の総重量に対して、20～70%である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

$n = 4 \sim 7$ であるマンヌロン二酸の総重量に対する、 $n = 1 \sim 3$ であるマンヌロン二酸の総重量の比率が、1.0～3.0の間である、請求項4に記載の医薬組成物。30

【請求項 10】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物においてそれぞれの重合度のマンヌロン二酸の重量パーセント含量が、二糖類5～25%、三糖類15～30%、四糖類15～28%、五糖類5～25%、六糖類2～20%、七糖類2～20%、八糖類2～20%、九糖類2～20%、十糖類2～20%である、請求項1～9のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物においてそれぞれの重合度のマンヌロン二酸の重量パーセント含量が、二糖類5～25%、三糖類15～30%、四糖類15～28%、五糖類10～20%、六糖類5～15%、七糖類3～10%、八糖類2～5%、九糖類1～5%、十糖類1～5%である、請求項10に記載の医薬組成物。40

【請求項 12】

前記マンヌロン二酸オリゴ糖組成物においてそれぞれの重合度のマンヌロン二酸の重量パーセント含量が、二糖類10～20%、三糖類18～30%、四糖類15～28%、五糖類15～20%、六糖類5～10%、七糖類3～5%、八糖類2～5%、九糖類1～3%、十糖類1～3%である、請求項11に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

薬学上許容可能な塩が、ナトリウム塩またはカリウム塩である、請求項1～12のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

有効量の請求項1～13のいずれか一項に記載のマンヌロン二酸オリゴ糖組成物を、それ50

を必要とする患者に投与することを含んでなる、血管性認知症を有する患者を治療する方法。

10

20

30

40

50